

# AIリーガルテックサービスの 現状と課題について

一般社団法人 AIリーガルテック協会

名称	一般社団法人 AIリーガルテック協会 (AILTA)
設立日	2022年9月5日
主たる事務所	東京都渋谷区桜丘町1-1 渋谷サクラステージ19F
代表理事	松尾 剛行 (弁護士)

## 活動目的

当協会は、AIリーガルテックサービスの健全な普及を通じて、法曹界及び企業法務における活用を推進します。  
国際競争力の強化と、司法アクセスの向上を実現します。

## 主な活動実績

---

- 2022年11月

スタートアップWGにて協会代表理事及び専務理事よりAIリーガルテックに関する発表を実施。

- 2023年6月

規制改革推進会議の答申に法務省によるガイドライン作成が含まれられ、同内容が規制改革実施計画として閣議決定。

- 2023年8月

法務省「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」公表。

- 2025年1月 - 7月

協会名を改称し、「リーガルテックとAIに関する原則」公表。(1月)  
オンラインシンポジウム開催。(7月)

## 第1世代 (2018-)

- 契約自動レビュー  
(ひな形との照合)
- 契約自動作成(ひな  
形利用)
- 締結後の契約管理

## 第2世代 (2023-)

- 生成AI活用：文章  
要約・DB検索
- 修正案提示・ユ  
ーザー指示対応

## 第3世代 (2025-)

- 生成AIを利用したエージェント  
機能
- 契約生成エージェント
  - 契約修正エージェント
  - AIによる法務相談案件の前  
裁き(必要な情報を事業側担  
当者に問い合わせて収集)
  - AIによる法務相談案件の初  
期回答

実際のエージェントの動きをご覧ください。



≡

□

⌚

🕒

□

□

≡

✉

⚙

Q Search

🔔

?

AILTA

こんにちは！LegalOnアシスタントです  
どのようにお手伝いできますか？

①最近 ②保存済み レビュー リサーチ

外部の人に仕事を頼むために契約書を作らないといけないのですが、手伝ってもらえますか？

📎 ファイルを追加 ⚙ ツール

🌐 すべてのソース ➔

タイムライン 確認事項

✉ 新案件 ECサイトでの情報の扱い 5分前

✉ 新しい返信 株式会社AA様\_業務委託契約 1時間前

人 AIリーガルテック協会

6

手軽なAIリーガルテックは、弁護士相談の機会を増やし、  
弁護士へのアクセスを拡大させるポジティブな循環を生み出します。



## 効率化・ 低コスト化

効率化のためAIリーガル  
テックの導入が進む



## 問題の 可視化

ユーザーにおける法的觀  
点の気づきが増える



## 弁護士アクセス の増加

専門的案件の依頼が増加  
する

## 弁護士法72条の要件

- ① 弁護士又は弁護士法人でない者が
  - ② 報酬を得る目的で
  - ③ 訴訟事件、非訟事件…その他一般の法律事件について
  - ④ 鑑定…その他の法律事務を取り扱い、又は周旋することを
  - ⑤ 業とすること
- ※①～⑤いずれか1つでも該当しなければ弁護士法72条違反ではない

## 事業者の整理（適法性の論拠）

- ③に多くの場合該当しない
  - 利用場面は紛争発生前
  - 各社のサービス利用規約上、法律上の争いがあるものには使えない旨を明記
- ④に該当しない
  - 生成AI(大規模言語モデル)を用いたアウトプットは統計的なものに過ぎず、「鑑定」「その他の法律事務」いずれの定義にも該当しない。
  - 個別事情を解釈して回答しているものではない。

当協会としては、協会各社のAIリーガルテックサービスは、弁護士法に照らしても適法と理解しております。

ガイドライン発表当時のサービス（契約レビュー等）については、多くの場合、弁護士法72条に違反しないことが明らかになりました。

「訴訟事件、非訟事件…その他一般の法律事件に関する」に該当しない（要件③）

- 「訴訟事件、非訟事件…その他一般の法律事件に関する」に該当するには、いわゆる「事件性」が必要。
- 通常の業務に伴う契約締結に向けた法的問題点の検討については、特段の争いがない限り多くの場合「事件性がない」と判断された。

「鑑定…その他の法律事務」ではない（要件④）

予め登録されたひな形や解説の表示、ひな形との照合、一般的な条項例を、その言語的な意味内容に着目して修正・表示することは、「鑑定…その他の法律事務」に該当しないと整理された。

参考：法務省大臣官房司法法制部「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」（令和5年8月）

一般社団法人 AIリーガルテック協会

## ⚠️ 令和7年8月 法務省グレーゾーン回答

- ユーザーの質問文に対し、予め用意したQA記事や通達等の情報をもとに生成AIが生成した要約文の表示と弁護士法72条の関係についての照会。
- 回答は、弁護士法72条違反かどうかは個別具体的に判断されるという内容だが、末尾の「弁護士法第72条本文に違反すると評価される可能性があると考えられる」という文言により、適法に運営可能なサービスまで自粛に追い込まれる「誤解と萎縮」が生じている。

← 「可能性」という文言が一人歩きし、サービス提供を断念する事業者が発生。

## 第1世代

- 契約自動レビュー  
(ひな形との照合)
- 契約自動作成  
(ひな形利用)
- 締結後の契約管理

## 第2世代

- 生成AI活用：文章要約・DB検索
- 修正案提示・ユーザー指示対応

## 第3世代

- 生成AIを利用したエージェント機能
- 契約生成エージェント
- 契約修正エージェント
- AIによる法務相談案件の前裁き  
(必要な情報を事業側担当者に問い合わせて収集)
- AIによる法務相談案件の初期回答

多くの場合適法

個別判断

個別判断

# 海外のAIリーガルテック状況



企業名	地域	特徴	総資金調達額/バリュエーション (推計、単位:百万ドル)
Clio	加/米	事務所管理OS	1,800 / 5,000
Harvey	米/英	専門家特化型Legal AI	960 / 8,000
Ironclad	米	契約ライフサイクル マネジメント	334 / -
LEGORA	欧州	リサーチ・QA機能	266 / 1,800
GC AI	米国	社内弁護士向けAI	73 / -
(参考) LegalOn Technologies	日/米等	Legal AI プラットフォーム	182 / -

日本での弁護士法72条についての萎縮効果は、企業の不利益と国際競争力の低下を招きます。

また、海外AIリーガルテックの急成長に対し、日本が遅れをとる懸念。

一般社団法人 AIリーガルテック協会

## 汎用型生成AIの法務や紛争での利用

- 契約レビュー等、法務関連タスクにも一定対応が可能。
- 労働審判申立てや調停手続等において、代理人を付けずに汎用型生成AIを用いて本人が対応する例もすでに出現している。

Chat GPT等の汎用型生成AIは「リーガルテック」と名乗らず提供されており、事実上、弁護士法72条の規制対象として議論されていない。

## イコールフルッティングの問題

法務領域において質を高めることに尽力しているリーガルテック専門事業者が抑制され、そうでない汎用型生成AI事業者が何らの規制も受けないという状況は妥当ではない。

「国民の法律生活の公正かつ円滑な営み」の保護という弁護士法72条の趣旨に鑑みても、AIの利活用を推進していくという日本の方針に鑑みても、望ましい状況とはいえない。

## 現状の課題

- グレーゾーン回答の表記による過度な萎縮効果。
- その結果、海外リーガルテックの急成長に対し、日本は遅れをとる懸念。
- 制の不公平性 (汎用AIは事実上野放し vs 専門テックは抑制)。

## AIリーガルテック協会からの提言

- ユーザー保護とイノベーションを両立させるべき。
- 具体的には、法務省による弁護士法72条の解釈の明確化、あるいは特別法の制定による予見可能性の担保。
- 日本だけが取り残される事態を回避する必要がある。
- 当協会は「リーガルテックとAIに関する原則」を制定している。今後も健全なリーガルテックの発展のため、自主規制等検討していく。

法務に特化し質の向上に努めるAIリーガルテックの健全な発展が、日本の法務力向上に不可欠。弁護士や企業法務パーソンは、AIリーガルテックの活用により、難易度の高いプロフェッショナルな職業として、更なる活躍が期待されます。